

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		動物の飼養・収容の許可
根拠条例・規則名		化製場等に関する法律
条 項		化製場等に関する法律第 9 条第 1 項及び第 2 項
所 管 部 課		保健衛生局 保健部 動物愛護ふれあいセンター (電話：048-840-4150)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場 合はその理 由)	化製場等に関する法律施行令第 1 条 化製場等に関する法律施行条例 (昭和 59 年埼玉県条例第 31 号) 第 7 条 第 8 条第 1 項 第 2 項 さいたま市化製場等に関する法律施行細則第 7 条
	設定等年月日	平成 13 年 5 月 1 日設定 令和 5 年 4 月 1 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場 合はその理 由)	1 2 日間
	設定等年月日	平成 13 年 5 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		